

第 111 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録（書面開催）

1 開催方法

書面開催（令和 7 年 7 月 29 日（火） から 令和 8 年 8 月 8 日（金） まで）

2 出席者

【委員 15 名 敬称略・五十音順】

石 川 奈 緒

伊 藤 歩

伊 藤 絹 子

内 田 典 子

大河原 正文

大 嶋 江利子

大 西 尚 樹

久保田 多余子

齊 藤 貢

櫻 井 麗 賀

鈴 木 まほろ

永 幡 幸 司

平 井 勇 介

前 田 琢

三 宅 諭

【専門調査員 1 名 敬称略】

高 橋 雅 雄

【事業者】

かづのグリーンエネルギー株式会社

3 議事

（希少動植物等に関する審議については、会議資料の一部を非公開とすることについて、委員の了承を得ていること。）

(1) (仮称) 鹿角東部市民ウィンドファーム事業環境影響評価方法書について

ア 委員から追加質問等があり、事業者が回答を行った。（内容は、別紙資料 1 「第 111 回岩手県環境影響評価技術審査会（仮称）鹿角東部市民ウィンドファーム事業環境影響評価方法書に対する委員等からの追加質問等及び事業者回答」のとおり。）

イ 委員からの意見及び事業者からの補足説明は以下のとおりであった。

委員名	意見等
石川 奈緒 委員	意見なし
伊藤 歩 委員	意見なし
伊藤 絹子 委員	意見なし
内田 典子 委員	意見なし
大河原 正文 委員	意見なし
大嶋 江利子 委員	意見なし
大西 尚樹 委員	意見なし
久保田 多余子 委員	意見なし
齊藤 貢 会長	地域住民へこれまで以上に丁寧な説明をお願いします。
櫻井 麗賀 委員	意見なし
鈴木 まほろ 委員	<p>方法書 p. 428 調査の手法及び内容（植物）において、植物相の項目で、「大径木（胸高直径 100cm 以上）が確認された場合は位置を記録する。」とあります。</p> <p>そもそも本事業の予定地には、胸高直径が 100cm を超えるような巨木があることは想定されていないと認識しています。もしそのような巨木林が予定地に存在するならば、生態系保全の観点から、改変予定区域からは除外すべきであると考えます。</p> <p>「大径木」の定量的な定義は存在しませんが、伐採が想定される尾根上で、胸高直径 70cm 以上の広葉樹が確認された場合は、その位置を記録し、伐採を回避するよう計画することが望ましいです。</p> <p>【事業者補足説明】</p> <p>御指摘のとおり、「大径木」の定量的な定義は存在しません。御指摘を踏まえ、また、現地の状況も踏まえて、胸高直径 80cm 以上の樹木が確認された場合には、その位置を記録する予定です。</p>
高橋 雅雄 委員	<p>1 方法書 p. 396 鳥類の任意観察調査について</p> <p>IC レコーダーを用いたタイマー録音を範囲内の複数個所で計画し、特に繁殖期の生息密度が高い小鳥類（アカショウビン・サンコウチョウ・ノジコなど）や夜間に発声する種（フクロウ類・オオジシギ・ミゾゴイ・ヨ</p>

	<p>タカ・トラツグミなど)の生息確認を目的とした調査デザインで長期間実施すること。</p> <p>2 方法書 p. 414, 416</p> <p>北東部の可視範囲が手薄であるので、観察定点を追加すること。</p>
<p>永 幡 幸 司 委員</p>	<p>1 (仮称)鹿角東部市民ウインドファーム事業環境影響評価方法書に対する委員事前質問・意見の事業者回答についての意見</p> <p>(1)No.9 について</p> <p>石竹らの研究でリスク・ファクタとして挙げられているのは、事業者が挙げている「風車騒音と残留騒音の差が5dB以上の静穏地区に居住している場合」のみではない。「風車音として自覚的に聞こえる場合」及び「風車からの住居までの距離が近い場合(1,500m以内)」もリスク・ファクタに挙げられている。これら2条件についても、確実に参照した評価を行うこと。</p> <p>さらに、同論文は、「風力発電施設導入時に利害関係者間(事業者、行政、住民等)のコミュニケーションを十分に行い、可能な限り合意形成を得ることが重要である」と結ばれている。この観点からみた場合、この意見に対する事業者の回答は、事業者の都合の良いように、参考文献の一部分だけを示した極めて杜撰なものであり、利害関係者間のコミュニケーションという観点からは、事業者の信頼性を失わせる、極めて問題なものである。この点について、十分留意されたい。</p> <p>(2)No.13 について</p> <p>ここで指摘しているのは、配慮書に対する住民意見に対する事業者回答の不備である。それを準備書まで持ち越すのは、あまりに遅いのではないか。上述した石竹らの論文が指摘する「コミュニケーションの重要性」の観点からも、早急に修正した上で、できる限り最速で、一人でも多くの利害関係者の目につく方法で、周知をすべきであろう。</p> <p>2 「環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解」についての意見</p> <p>No.696(意見書380)について、この意見は、これへの回答として事業者が述べている情報収集のやり方だけでは、この地域の住民に対して、十分に情報が伝わらなかったということのあらわれであると考えられる。</p> <p>そこで、これまで行ってきた方法では十分に情報を伝えることができなかつた利害関係者がどのような人々</p>

	<p>ると、開けた場では広い範囲でのフォトモンタージュ作成が必要です。</p> <p>さらに、遺跡の場合には、その場での景観体験に期待する内容も特別になります。分かりやすく言うと、その時代をイメージすることを期待されています。それに応えられるような景観評価が求められます。</p> <p>ただし、上記は岩手県の委員としての意見であり、秋田県、鹿角市との協議で判断してください。</p>
	<p>【事業者補足説明】</p> <p>「フォトモンタージュ等」の「等」については、フォトモンタージュ以外の最新技術を用いた住民説明などができないか検討しているものです。大湯環状列石については、遺産影響評価の手続きの中で秋田県や鹿角市などの関係機関と協議を続けており、視点場などについても御助言をいただきながら検討を進めております。</p>

第111回岩手県環境影響評価技術審査会
(仮称)鹿角東部市民ウィンドファーム事業環境影響評価方法書に対する
委員等からの追加質問等及び事業者回答

※注：追加質問等の項目番号は、事前質問・意見に係る項目番号と連番による管理とすること。
(事前質問・意見に付した項目番号は、1～31であること。)

【32】

事前質問 No.2

対象事業実施区域が岩手県側に入ることはないと回答されていますが、意図的に不自然な線引きがされているように見受けられます。通常、風力発電機から少なくとも200mの範囲は対象事業実施区域になりますが、県境部分だけそのような幅を持った設定がされていません。

また、風力発電機は県境から最短で75mほどの位置に計画されており、ブレードの旋回範囲(直径158m)を考えると、先端が岩手県側に入る可能性もあります。

猛禽類生息の観点でも、風力発電機の周囲約500mが採餌場所として利用できなくなるとされていますので、影響は明らかに岩手県側にも及ぶものとなります。

(前田 琢 委員)

【回答】

対象事業実施区域は改変を行う可能性のある範囲及びブレードの旋回範囲を含む形で設定しており、それらの範囲が岩手県側に入ることとは想定しておりません。

猛禽類の生息環境への影響については、県境を越えた岩手県側への影響も含めて、今後の現地調査や専門家の助言をもとに、影響の程度を適切に評価し、必要に応じて環境保全措置を検討します。

【33】

事前質問 No.3

森林管理署からの指導は、事業実施区域が緑の回廊にかからないだけでなく、回廊からできるだけ離して欲しいとの要望だったのでしょうか。

(前田 琢 委員)

【回答】

緑の回廊の動植物に影響を与えないように、しっかりと離隔してほしいという要望をいただきました。

【34】

事前質問 No.5

質問に対する回答になっていません。

累積的影響の検討項目に鳥類を入れるのか、入れないのか教えてください。

(前田 琢 委員)

【回答】

重複する他事業との調整次第で、鳥類の累積的影響を検討するか否かが決まるものと考えます。そのため、現時点では一次回答の内容としております。その他の事業については8 km程度の離隔があり、鳥類の累積的影響は小さいものと考えます。

【35】

自然質問 No. 14

県境付近にある21～24号風車は、秋田県内に設置されていても岩手県側に影響を及ぼします。岩手県側はイヌワシの生息地（イエローゾーン）や自然環境保全指針Bランクになっていて問題が大きいため、配置の絞り込みにあたっては岩手県の専門家や関係機関と十分に調整するよう望みます。

（前田 琢 委員）

【回答】

風車の配置検討にあたっては、岩手県の専門家等と情報共有しながら慎重に進めてまいります。

【36】

方法書 P414

猛禽類の調査位置の図を見ると、風力発電機の予定地の一部が可視範囲に入っていません。これでは衝突確立の推定値を求めることもできなくなりますが、それでどのように評価するつもりでしょうか。

（前田 琢 委員）

【回答】

山地における事業であり、視野が確保できない場所は出てくるところもありますが、視野が確保できている場所でのデータを用いて、ブレード回転域の高さの総軌跡長を統計モデルから推定し、年間予測衝突数を算出することも考えております。また、なんと視野が確保できるよう、藪払いなども含め、引き続き取り得る方策を検討いたします。

【37】

方法書 P421

魚類及び底生生物の調査位置に関し、地点W9の選定理由を教えてください。

また、委員事前質問・意見No. 21において、実施区域に近い場所で調査地点を検討する旨回答されていますが、再検討した候補地点があれば示してください。

（内田 典子 委員）

【回答】

1点目について、W9は対象事業実施区域の集水域を含んでおりませんが、対象事業実施区域の近傍を流れる河川として、区域周辺の魚類・底生動物の生息状況を把握するために、地点を設定いたしました。

2点目について、現時点ではまだ再検討できておりません。

【38】

方法書 P388～390

鉦山跡に関するヒアリングを受け、土質1と土質5の地点設定がなされたとのことですが、土質だけではなく、その近傍での水質・水生生物の調査地点の設定を検討ください。

(内田 典子 委員)

【回答】

水質調査地点については、降雨時にも安全にデータが取れる地点を選定する必要があります。河川への上り下りや調査地点までの移動において、晴天時よりも降雨時には危険が増加することから、降雨時でも安全にアクセスすることができる現在の地点を選定しております。今後調査を行う中で、より上流で安全に降雨時調査ができる場所を見つけた場合には、地点の変更を検討いたします。

水生生物も同様に安全にアクセスできる点での調査は必要事項となりますが、現状、土質1と同じ沢での調査(W7)、土質5の近傍の地点(W1やW11)を設定しており、水生生物相は把握できると考えております。